

入札説明書

下記の条件付一般競争入札の案件については、入札公告、行政財産の貸付けにより自動販売機を設置させる場合の取扱要領、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

各種様式及び申出書は田原市ホームページからダウンロードすること。

URL <http://www.city.tahara.aichi.jp/seisaku/zaisei/1005648/1006167.html>

1 入札参加の申し込み時の提出書類（各1部）

ア 一般競争入札参加申込書（様式第4）

イ 委任状（様式第5）（代理人により入札する場合）

ウ 誓約書（様式第6）（代理人により入札する場合は本人の誓約書）

エ 証明書類（発行日から3か月以内のもの。鮮明であれば写し可。）

＜法人の場合＞・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

＜個人の場合＞・・・住民票、身分証明書

オ 自動販売機の設置業務において2年以上の実績を有し、かつ、入札公告の日から過去2年以内に自らが管理・運営する同種の販売品目の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写し

カ 税の未納がないことの証明書

（ア）税務署長が発行するもの（鮮明であれば写し可。）

a 法人・・・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
（その3の3 未納のないことの証明）

b 個人・・・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
（その3の2 未納のないことの証明）

（イ）愛知県県税事務所長が発行するもの（鮮明であれば写し可。）

a 法人・・・「法人事業税」、「法人県民税」及び「自動車税種別割」の未納の税額がない旨の証明書

b 個人・・・「個人事業税」及び「自動車税種別割」の未納の税額のない旨の証明

（ウ）田原市長が発行するもの

田原市に納税義務がある場合は、未納の税額のない旨の証明書（鮮明であれば写し可。）。

田原市に納税義務がない場合は、田原市に納税義務がないことの申出書。

2 入札

(1) 同一物件について、一人で二人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。

(2) 入札は、入札書（様式第12）を封筒に入れ、件名、貸付場所及び入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記しなければなりません。（別記様式1）

※封かん印は不要です。

(3) 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え、又は撤回することはできません。

(別記様式1) 封筒の表記

〔表〕

田原市長 殿
件 名 貸付場所
入 札 書 在 中

〔裏〕

入札者	住所 氏名 (名称及び代表者氏名)
-----	-------------------------

3 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札参加者は、入札辞退をするときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札執行前であつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参又は郵送（開札日の開札時までには到達するものに限る。）して行う。
 - イ 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を契約担当者に直接提出して行う。

4 開 札

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない田原市の職員を立ち会わせて開札を行います。
- (2) 落札者は、田原市の予定価格以上で最高の価格をもって決定します。ただし落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない田原市の職員にくじを引かせます。
- (3) 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を実施するため、再度の入札で使用する入札書及び封筒を準備しておくこと。

5 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。